

市民委員の募集を行わない審議会等(2026.4更新)

No.	区分	審議会等の名称	市民委員募集を行わない理由	担当課等
1	附属機関	つくば市国民保護協議会	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」において、市町村協議会の委員構成が規定されているため。	危機管理課
2	附属機関	つくば市防災会議	つくば市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを目的としていることから、委員には防災に関する専門的な知識が求められるため。 なお、市町村の防災会議の設置については災害対策基本法第16条第1項により規定されており、同条第6項により「市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める」とこととされている。これに則り、市では「つくば市防災会議条例」第2条により市防災会議の所掌事務を規定するとともに、第3条第5項によりその組織を構成する委員の内訳を規定している。	危機管理課
3	附属機関	つくば市いじめ問題再調査委員会	いじめ重大事態の調査に際し、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように専門的な知識を有する者で構成する必要があるため。	総務課
4	附属機関	つくば市教育特区学校審議会	教育特区の認定を受けた学校の教育内容、管理状況、経営状況等について評価することから、委員には教育に関する識見や学識経験が求められるため。	総務課
5	附属機関	つくば市行政不服審査会	「行政不服審査法」の規定に基づく会議であり、委員には審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者が求められるため。	総務課
6	附属機関	つくば市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律並びに議会の個人情報の保護に関する条例に基づく審査請求に対して答申を行う会議であり、委員には情報公開制度や個人情報保護制度に関する専門的な知識が求められるため。	総務課
7	附属機関	つくば市政治倫理審査会	議員並びに市長、副市長及び教育長の資産等報告書の審査を行うほか、政治倫理基準に反する疑いがあるときの調査や政治倫理の確立に関する事項について市長へ建議等を行うことから、委員には法律、地方行政等の専門知識や経験が求められるため。	法務課
8	附属機関	つくば市建設工事適正化対策審議会	市工事から集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織を排除するために必要な情報の交換や指名除外に関する審議など、公権力の行使につながる可能性のある内容の情報交換を行うため。	契約検査課
9	附属機関	つくば市入札監視委員会	市が発注する工事等の入札及び契約手続きに関し審査等を行う会議であり、委員には公正中立の立場で客観的に入札及び契約について審査その他の事務を適切に行うことができること、学識経験等を有することが求められるため。	契約検査課
10	附属機関	つくば市大規模事業評価委員会	市が大規模な施設整備事業(大規模事業)を実施する際の評価について、建築、土木等の専門的な視点から調査・分析を行うことを目的としていることから、委員には必要な知識及び経験が求められるため。	企画経営課
11	附属機関	つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業審査委員会	民間企業が開発したサービスについて、市場等でのトライアルを採択する会議であることから、情報システム等に関する識見を有する者、事業化及び創業等に関する識見を有する者、リスクマネジメントに関する識見を有する者、スマートシティに関する識見を有する者等、委員には専門性を求められるため。	科学技術戦略課
12	附属機関	つくば市働く婦人の家運営委員会	「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」において、「運営委員会は、学識経験者、関係行政機関の職員、当該働く婦人の家を利用する女性労働者の代表等をもって構成するものとする。」と規定されているため。	働く婦人の家

市民委員の募集を行わない審議会等(2026.4更新)

No.	区分	審議会等の名称	市民委員募集を行わない理由	担当課等
13	附属機関	つくば市社会福祉審議会	社会福祉行政の円滑な推進を図る会議であり、委員には障害福祉、老人福祉、児童福祉等に関する学識経験が求められるため。	福祉政策課
14	附属機関	つくば市民生委員推薦会	民生委員推薦候補者の個人情報を取り扱うため。	福祉政策課
15	附属機関	つくば市障害支援区分認定審査会	障害者に必要な支援の度合を審査判定することを目的としていることから、委員には区分の認定を行うための知識、経験を有する者が求められるため。	障害福祉課
16	附属機関	つくば市福祉有償運送運営協議会	審議に際し福祉有償運送に関する知見を要するため。	高齢福祉課
17	附属機関	つくば市地域密着型サービス事業者等選定委員会	審議に際し介護保険事業に関する知見を要するため。	介護保険課
18	附属機関	つくば市老人ホーム入所判定委員会	審議に際し老人ホーム入所措置に関する専門的な知見を要するため。	高齢福祉課
19	附属機関	つくば市介護認定審査会	「介護保険法」において、「委員は、要介護者等の保険、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)が任命する。」と規定されているため。	介護保険課
20	附属機関	つくば市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の調査を目的としていることから、委員には予防接種に関する専門知識を有する者が求められるため。また、被接種者の個人情報を取り扱うため。	健康増進課
21	附属機関	つくば市医療的ケア児入所検討会議	保育所における医療的ケア児の受け入れに関し、児童福祉・医療に関する専門知識が必要であり、かつ児の個人情報を取り扱うため。	幼児保育課
22	附属機関	つくば市民間保育所等選定会議	児童福祉、教育、行政等の専門知識が必要であり、法人等事業活動情報を取り扱うため。	幼児保育課
23	附属機関	つくば市融資あっせん審査会	融資あっせんの適否及びあっせん金額を審査答申することを目的としていることから、委員には金融保証に関する専門的知見及び経験に基づく判断が求められるため。	産業振興課
24	附属機関	つくば市産業用地整備支援事業審査会	産業用地整備をするための企業の提案に対する技術的な意見や財政状況等の審査を行うにあたり、専門的な知見と経験を必要とするため。	立地推進課
25	附属機関	つくば市農業振興地域整備促進協議会	つくば農業振興地域整備計画に基づき、農用地利用計画の変更(地区除外等)の必要性等を審議するものであり、委員には地域の農地利用についての知識や経験が求められるため。	農業政策課
26	附属機関	つくば市建築審査会	「建築基準法」において、「委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、市町村長又は都道府県知事が任命する。」と規定されているため。	建築指導課
27	附属機関	つくば市ホテル等建築審議会	つくば市ラブホテルの建築等規制条例で定めるホテルの構造、設備、形態及び意匠等の基準の適合性を審議することから、委員にはホテル等の建築に関し、専門的な知識が求められるため。	建築指導課
28	附属機関	つくば市開発審査会	「都市計画法」において、「委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。」と規定されているため。	開発指導課
29	附属機関	つくば市奨学生選考委員会	奨学金支給対象者の選考に関し必要な事項を調査審議する附属機関であり、会議において重要な個人情報を扱うため。	教育総務課
30	附属機関	つくば市学区審議会	つくば市における学区設定の適正化を図る会議であり、委員には学区内の事情に精通している者が求められるため。	学務課

市民委員の募集を行わない審議会等(2026.4更新)

No.	区分	審議会等の名称	市民委員募集を行わない理由	担当課等
31	附属機関	つくば市立学校給食センター運営審議会	給食センターの適正かつ円滑な運営を図る会議であり、委員には学校関係者や医学、薬学等に関する学識経験を有する者が求められるため。	健康教育課
32	附属機関	つくば市いじめ問題専門委員会	いじめ重大事態の調査に際し、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように専門的知識を有する者で構成する必要があるため。	学び推進課
33	附属機関	つくば市教育支援委員会	早期からの一貫した教育相談及び支援又は就学先の決定において特別な配慮を要する者の教育支援及びこれに係る必要な事項について調査審議することから、委員には学校教育、児童福祉に関する学識経験が求められるため。	特別支援教育推進室
34	附属機関	吾妻学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
35	附属機関	大穂学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
36	附属機関	豊里学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
37	附属機関	洞峰学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
38	附属機関	桜学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
39	附属機関	竹園学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課

市民委員の募集を行わない審議会等(2026.4更新)

No.	区分	審議会等の名称	市民委員募集を行わない理由	担当課等
40	附属機関	荃崎学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
41	附属機関	春日学園義務教育学校コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
42	附属機関	秀峰筑波義務教育学校コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
43	附属機関	高山学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
44	附属機関	光輝学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
45	附属機関	桜並木学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
46	附属機関	高崎学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課

市民委員の募集を行わない審議会等(2026.4更新)

No.	区分	審議会等の名称	市民委員募集を行わない理由	担当課等
47	附属機関	虹色学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
48	附属機関	学園の森義務教育学校コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
49	附属機関	輝翔学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
50	附属機関	翠輝学園コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
51	附属機関	みどりの学園義務教育学校コミュニティ・スクール協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会委員の対象者を「対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、その他当該教育委員会が必要と認める者」と定めているため。	生涯学習推進課
52	附属機関	つくば市社会教育委員会会議	「社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」において、委員は「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」と規定されているため。	生涯学習推進課
53	附属機関	つくば市農業委員会委員候補者選考会	農業委員の選考を目的としていることから、委員には農地法等に関する法律及び農業施策に関する専門知識が求められるため。また、被選考者の個人情報を取り扱うため。	農業行政課
54	懇話会・懇談会等	つくば市公文書管理推進会議	公文書の適正な管理、保存について扱う会議であり、委員には公文書の管理に関する専門的な知識が求められるため。	総務課
55	懇話会・懇談会等	つくば市公有地利用方策検討会	多角的な視点から公有地の利活用、処分等について検討する会議であり、構成員には都市計画、まちづくり等に関する専門的な知識及び学識経験が求められるため。	公共資産利活用推進課

市民委員の募集を行わない審議会等(2026.4更新)

No.	区分	審議会等の名称	市民委員募集を行わない理由	担当課等
56	懇話会・懇談会等	つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会	障害児の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における療育の中核的な支援施設として体制整備を行う必要があることから、委員には、児童に関する保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野の専門的な知識・学識経験が求められるため。	障害福祉課
57	懇話会・懇談会等	つくば市医療的ケア児支援体制協議会	日常生活に医療を要する状態にある障害児(医療的ケア児)の地域における心身の状況に応じた適切な支援体制を整備する必要があることから、委員には、医療的ケア児に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の専門的な知識・学識経験が求められるため。	障害福祉課
58	懇話会・懇談会等	つくば市障害者自立支援協議会	主に関係機関によるネットワーク構築、個別事例の支援の在り方、基幹相談支援センターの運営評価、相談支援事業者等の質の向上を図るための取組み等について協議する会議であり、委員は実務の従事経験や学識経験等が求められるため。	障害者地域支援室
59	懇話会・懇談会等	つくば市成年後見制度推進事業運営委員会	成年後見制度推進事業の運営・評価及び監督、適正化及び企画調整を行う会議であり、委員には法律、医療保健、福祉に関する専門的な知識や経験が求められるため。	障害者地域支援室
60	懇話会・懇談会等	つくば市における福祉支援センターの在り方に関する検討会	市内の福祉支援センターについて施設機能の今後の在り方について検討する会議であり、委員には障害者に関する医療、福祉等の専門的な知識や経験が求められるため。	障害者地域支援室
61	懇話会・懇談会等	つくば市虐待防止ネットワーク	被虐待者である高齢者、障害者、子どもの早期発見や適切な保護を図ること、及び関係機関との連携・協力体制等ネットワークを構築することを目的としているため。また、個人情報を含む案件を取扱う可能性もあるため。	地域包括支援課
62	懇話会・懇談会等	つくば市地域ケア会議	圏域別ケア会議で挙げた地域課題について協議する会議であり、委員には介護力や認知症・精神疾患等についての専門知識を有する者が求められるため。	地域包括支援課
63	懇話会・懇談会等	つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会	認知症高齢者の対応事例の評価を目的としていることに加え、個人情報を含む案件を取り扱うため。	地域包括支援課
64	懇話会・懇談会等	つくば市自立支援型個別ケア会議及びピックアップケア会議	個別事例の支援の在り方、多職種連携機能の強化、介護予防及び重度化予防に関する支援の質の向上を図るための取組み等について協議する会議であり、委員は実務の従事経験や学識経験等が求められるため。	地域包括支援課
65	懇話会・懇談会等	つくば市生活支援体制整備推進会議	市で地域の支え合いを話し合う場「協議体」を市全体(第1層)と市内日常生活圏域(第2層)で設置している。本会議(第1層協議体)の一部である第2層協議体で参加しているため。	地域包括支援課
66	懇話会・懇談会等	つくば市胃内視鏡検診運営委員会	市で地域の支え合いを話し合う場「協議体」を市全体(第1層)と市内日常生活圏域(第2層)で設置している。本会議(第1層協議体)の一部である第2層協議体で参加しているため。	健康増進課
67	懇話会・懇談会等	つくば市自殺対策に関する連携会議	自殺を防止するために関係機関等と連携して対策を話し合うことを目的としているため。また、個人情報が含まれる案件を取り扱うことがあるため。	健康増進課
68	懇話会・懇談会等	つくば市要保護児童対策地域協議会	主に児童虐待における関係機関との連携や、重要な個人情報を匿名ではなく取扱う実務者向けの会議であるため。	こども未来課

市民委員の募集を行わない審議会等(2026.4更新)

No.	区分	審議会等の名称	市民委員募集を行わない理由	担当課等
69	懇話会・懇談会等	つくば市公共交通活性化協議会	市内の公共交通網を構築する観点から、地域の課題を総合的に判断し、発信することができる団体や人材により構成する必要があるため。なお、市民委員の募集はしていないが、市民及び地域の課題を総合的に判断する者として、各地区代表区長計6名に委員を委嘱している。	総合交通政策課
70	懇話会・懇談会等	つくば市洞峰公園管理・運営協議会	当該協議会は、市民の意見や感想、提案等を募集する場ではなく、後述する分科会において提示された幅広い市民意見を集約し、洞峰公園の管理・運営方針を提言する組織であることから、協議会の構成員に市民委員を含めない。	公園・施設課
71	懇話会・懇談会等	明るいまちづくり協議会	主に関係機関が参加し、街路灯や防犯灯などの夜間照明の整備等について連絡調整を行うことを目的としているため。	防犯交通安全課
72	懇話会・懇談会等	つくば市放射線対策懇話会	放射線に関する市の施策について、助言を得ることを目的にしており、委員には環境や放射線に関する専門知識が求められるため。	環境保全課
73	懇話会・懇談会等	つくば市総合教育会議	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会をもって構成すると規定されているため。	教育総務課
74	懇話会・懇談会等	つくば市学校防災推進委員会	主に庁内の関係機関で構成し、防災教育や地域と連絡した学校防災体制の整備等について連絡調整を行うことを目的としているため。	教育総務課 学び推進課
75	懇話会・懇談会等	つくば市学校給食食物アレルギー対応検討委員会	学校給食における食物アレルギーへの適切な対応を検討する会議であることから、委員には学校教育関係者等の現場に精通している者が求められるため。	健康教育課
76	懇話会・懇談会等	つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化活動推進会議	地域団体や学校の課題を多角的に判断し、発信することができる団体や人材により構成する必要があるため、学校保護者代表や学校関係者、地域団体により委員を構成しているため。	学び推進課
77	懇話会・懇談会等	つくば市教育評価懇談会	つくば市教育大綱に掲げる理念を実現するための教育施策について、成果と課題を調査及び検討する会議であり、委員には学校教育関係者等の現場に精通している者が求められるため。	総合教育研究所
78	懇話会・懇談会等	つくば未来塾運営会議	つくば未来塾事業の企画・運営に関する諸問題の検討及び事業全体に関する検証・評価を行う会議であり、委員には教育等における専門的な知識や学識経験が求められるため。	生涯学習推進課
79	懇話会・懇談会等	史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会	「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」に基づいた平沢官衙遺跡の再整備に係る基本設計及び実施設計を行うに当たり、委員には考古、文献史学(古代史)、建築、造園、地元住民である平沢区長等の各分野の専門的な知見及び経験が求められるため。	文化財課
80	懇話会・懇談会等	つくば市消防団組織等検討会議	つくば市消防団の組織統合に関する事項を審議することを目的としていることから、委員には消防団組織や地域防災に関する専門的な知識が求められるため。	地域消防課
81	懇話会・懇談会等	つくば市公共建築物等再編・再配置計画策定懇話会	市内公共建築物等の再編・再配置の検討途中の重要な論点に対し、アイデアの募集や問題点の指摘をしてもらう場であり、都市計画やまちづくり等に関する専門的な知識及び学識経験が求められるため。	公共資産利活用推進課